

○ 太田市外三町広域清掃組合職員定数条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 6 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合に、常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、10 人とする。

(規則への委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。